

資料2



電気の供給を受ける契約における 総合評価落札方式の導入について

令和7年度第3回環境配慮契約基本方針検討会

令和7年12月26日
環境省 環境経済課



- 1. 令和7年度第2回電力専門委員会における
ご意見等**
- 2. 総合評価落札方式の導入に向けて（案）**
- 3. 令和7年度第3回電力専門委員会における
ご意見等**

令和7年度第2回電力専門委員会におけるご意見等【1/3】



○ 総合評価の導入・進め方について

- ✓ 総合評価落札方式の導入には賛成であり、まずは除算方式で試行的に始め、運用結果を踏まえて調整していくのが良い。
- ✓ 総合評価落札方式は評価項目が多く複雑なため、制度が実際にどう機能するかは運用してみないと判断が難しい。まずは試行的に導入し、実施結果を踏まえて柔軟に制度を調整していくことが重要である。
- ✓ 総合評価落札方式を導入し、国の機関が率先して取り組むことで制度の普及が進むことを期待する。

○ 総合評価の評価項目・配点について

- ✓ 配点は制度の運用結果を見ながら柔軟に調整していくことが望ましい。
- ✓ 排出係数の評価項目が標準点と加算点で重複している。排出係数以外にも、省エネの取組や非化石エネルギーの活用など、排出係数では評価しきれない多様な環境配慮の取組もあるため、調達者が重視する項目に応じて配点を調整できるよう、一定の自由度を持たせることが望ましい。
- ✓ 評価項目のうち、標準点の1、2、加算点の3、4は制度の趣旨に照らし必須項目とすべき。
- ✓ 追加性のある再エネの評価は制度の趣旨から重要であるため、加点を厚くする方向で検討してほしい。
- ✓ 地域における再エネ創出に向けた取組について、調達電力が地域由来であることをどのように判断するのか。調達電力の割合、指定地域の定義など、評価基準を明確にする必要がある。
- ✓ 地域における再エネ創出に向けた取組について、調達電力そのものとは直接関係しない事業者の地域貢献活動も評価対象とする方針は妥当であるが、その評価基準が不明確であるため、調達者の裁量を認めつつも、加点の趣旨や判断基準を一定程度明文化することが望ましい。
- ✓ 排出係数の下限値の0.250について、ゼロやマイナスを目指す事業者がより評価されるようにすべき。
- ✓ 未利用エネルギーの活用状況の0.675%の根拠（RPS法における目標値の半分に相当する区分値）が古い可能性があるため、現在の未利用エネルギーのポテンシャルや活用状況を踏まえて再設定を検討すべき。

令和7年度第2回電力専門委員会におけるご意見等【2/3】

○ 総合評価の評価項目・配点について（つづき）

- ✓ 財務省との協議で配点の縛りが強くなる場合は、省エネ情報提供などの任意項目も加算対象に含めた方が良いのではないか。
- ✓ 省エネの情報提供は評価項目として曖昧であるため、任意項目として扱う事務局の方針に賛成。

○ 制度趣旨・方向性について

- ✓ 総合評価落札方式は政府が率先して再エネの導入を進める姿勢を示す制度であり、その取組が民間や自治体の行動を促すモデルとなるようなものとすべき。
- ✓ 国の機関は基本方針に従う義務があるが、地方自治体に関しては、自らが調達方針を作つて環境配慮契約に努めることとされていることから、自治体に裁量があることを明確に示すべき。
- ✓ 線形に排出係数を下げていくという前提を明示し、固定値と誤解されないようにすべき。
- ✓ 政府が再エネ導入を先導することで、地域経済や地域事業者に裨益する好循環を生み出すことが重要。特に、地域の事業者が安心して再エネ投資できる環境を整えることが、制度の本来の目的である。

○ 沖縄電力エリアの扱いについて

- ✓ 沖縄電力エリアは電源構成が本土と異なるため、全国一律の基準値では公平な評価が難しい。総合評価落札方式においては、別の基準値の導入などの検討が必要。
- ✓ 沖縄電力エリアについては、総合評価落札方式の中で柔軟な運用を行う方が現実的。
- ✓ 沖縄電力もメニュー別で参入可能になる可能性がある。事業者全体の評価とのバランスを考慮すべき。

令和7年度第2回電力専門委員会におけるご意見等【3/3】



○ 運用上の懸念・課題について

- ✓ 小規模な自治体では、条件が厳しすぎると入札が成立しない可能性がある。規模感に応じた柔軟な設計が必要。
- ✓ **市場連動料金は**、太陽光の多い時間帯に電気代が安くなるなど、再エネの有効活用や蓄電池の導入促進につながる可能性がある。国の契約では制度的な制約があり導入が難しい場合があるのなら、**今後の検討課題として扱ってほしい。**
- ✓ **メニュー別排出係数の導入により、政府の率先行動が他の電力の質に悪影響を与える懸念はないことを確認していくことが必要。**

- 1. 令和7年度第2回電力専門委員会における
ご意見等**
- 2. 総合評価落札方式の導入に向けて（案）**
- 3. 令和7年度第3回電力専門委員会における
ご意見等**

総合評価落札方式の導入に向けた検討

総合評価落札方式の導入を視野に適切な契約方式の検討の進め方

- 二酸化炭素排出係数の低減、再エネ電力比率の目標達成に向け、より効果的かつ適切な契約方法について、現行の裾切り方式を活用しつつ、総合評価落札方式の導入に向けた検討が必要であること
 - ◆ 当面の間は裾切り方式及び調達仕様への再エネ比率を指定することによる環境配慮契約の実施率向上を図りつつ、関連計画・施策等の改定を踏まえ電気の供給を受ける契約に係る選択肢拡大等の観点から、総合評価落札方式の導入に向けた検討も必要
 - ◆ 導入要件等の整理に併せ、総合評価落札方式の契約方式、評価項目・評価方法等の検討（排出係数の低減、再エネの最大限導入に寄与する評価内容等）

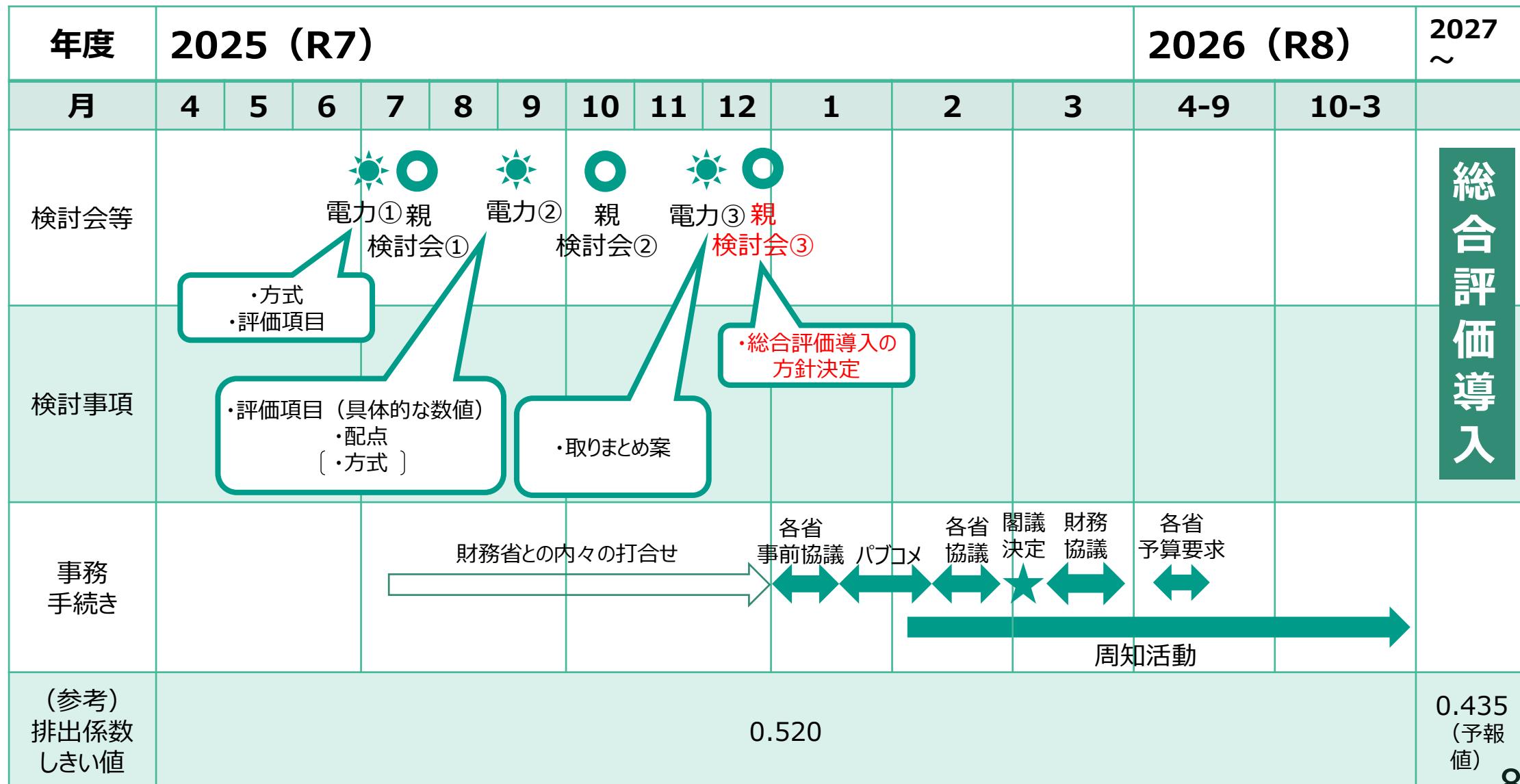


電気の供給を受ける契約における排出係数の低減、再エネの導入拡大等を一層促す観点から、**総合評価落札方式の導入に向けた考え方を整理**するとともに、具体的な**評価項目・評価方法等**の検討

- ✓ 令和6年度第3回電力専門委員会から総合評価落札方式の導入に向けた基本的な考え方、具体的な評価内容等に関する議論を開始
 - 「排出係数しきい値の引き下げのあり方に関する検討」に係る議論と併せ導入に向けた検討を実施
 - 国及び独立行政法人等はもとより、**我が国全体の小売電気事業者の排出係数の低減及び再エネの導入拡大を促進することを目的**とし、より効果的な評価項目や評価方法等について検討

総合評価落札方式の導入について（スケジュールイメージ）

- 今年度の電力専門委員会、基本方針検討会において、総合評価落札方式の具体的な方式を検討。
- 総合評価落札方式は財務省との包括協議や周知の期間等を考慮し、2027年度から導入予定。



総合評価落札方式（除算方式／加算方式）の検討

- 総合評価落札方式においては、除算方式と加算方式があり、それぞれの概要は以下のとおり。
- なお、環境配慮契約において、自動車では除算方式を採用。また公共工事に関しては、財務大臣との包括協議で除算方式が認められているが、加算方式等そのほかの方法を取る場合には個別協議が必要となる等、除算方式が主流。

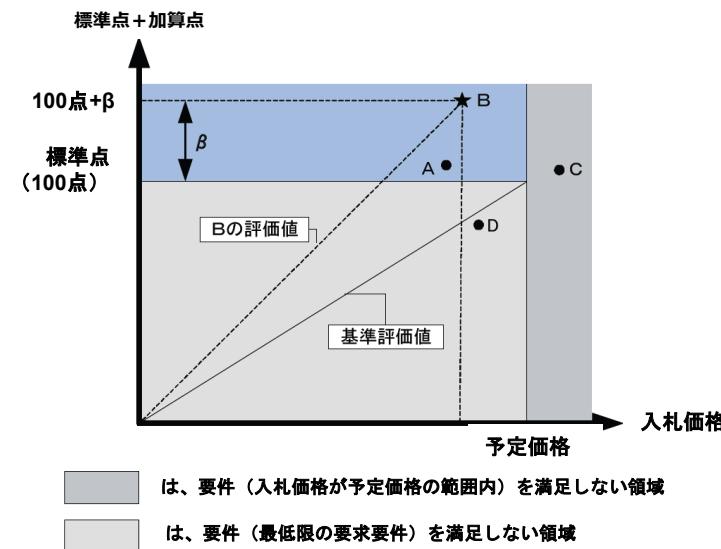
除算方式

公共調達において
より一般的な方式

- 国において包括協議が整っている主な契約
→建設工事（公共工事）や自動車の購入及び賃貸借（環境配慮契約法）で採用。
自動車：標準点2：加算点1（グリーン購入法の車種別の判断の基準を満たすことが入札参加要件）
- 入札価格で除算するため、入札価格が下がるに連れて技術（標準点+加算点）の評価にかかわらず価格の影響が過大になる。
 - 「安からう悪からう」を防ぐためには一定の入札参加制限が必要
 - 契約相手方の選定に当たって価格や業務遂行の質の高さを重視する場合に採用されることが多い。（仕様が明確な場合はより価格を重視する傾向が高い）

$$\text{総合評価点} = (\text{標準点 (基礎点)} + \text{加算点}) \times \frac{1}{\text{価格}}$$

※除算方式の場合は加算点が0点でも評価可能ないように便宜上標準点（最低限の要求要件を満たす場合に付与）を設定（一般に100点）



加算方式

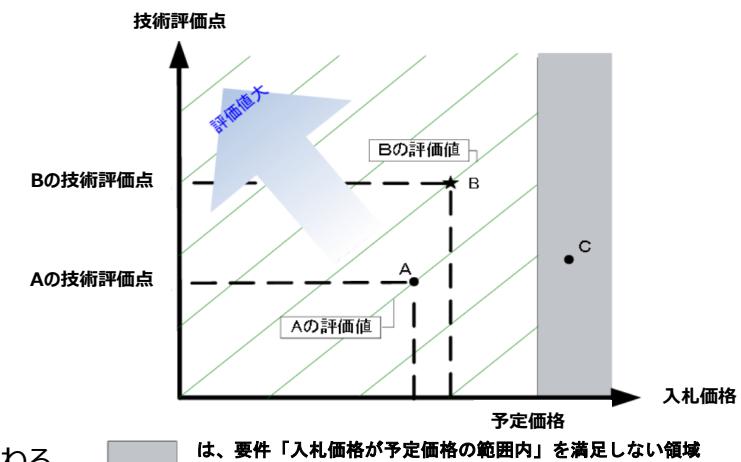
価格よりも技術をより
高度に評価したい場合
に用いる方式

- 国において包括協議が整っている主な契約
⇒研究開発 価格点1：技術点3以内（価格点1/4以上）
調査・広報 価格点1：技術点2以内（価格点1/3以上）
情報システム 価格点1：技術点1
で採用。
- 価格点と技術点の得点配分割合（評価のウェイト）は技術点（価格以外の評価）の重視度によって変わる。
➢ 契約相手方の選定に当たって技術評価（専門技術、ノウハウなど）を重視する場合に採用されることが多い。

$$\text{総合評価点} = \text{価格点} + \text{技術点}$$

$$\text{価格点} = \alpha \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

α : 入札価格に係る得点配分（通常 $\alpha = 100$ ）



総合評価落札方式（評価項目）の検討

○現在の裾切り方式では、以下の必須項目と加点項目により、70点以上の事業者が入札に参加可能。

【必須項目】

① 二酸化炭素排出係数（70点）
② 未利用エネルギーの活用状況（10点）
③ 再生可能エネルギーの導入状況（20点）

≥ 70点

【加点項目】

+

④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組（5点）

要素	区分	配点	
① 令和5年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） (単位 : kg-CO ₂ /kWh)	0.375 未満	70	
	0.375 以上	65	
	0.400 以上	60	
	0.425 以上	55	
	0.450 以上	50	
	0.475 以上	45	
	0.500 以上	40	
	0.520 以上	0	
排出係数しきい値			
② 令和5年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10	
	0 %超	0.675 %未満	5
	活用していない		0
③ 令和5年度の再生可能エネルギー導入状況	15.0 %以上	20	
	8.0 %以上	15.0 %未満	15
	3.0 %以上	8.0 %未満	10
	0 %超	3.0 %未満	5
	導入していない		0
④ 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5	
	取り組んでいない	0	

②未利用エネルギーの活用状況 ↓

前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh)を前年度の供給電力量（需要端）(kWh)で除した数値

（算定方式）

$$\text{前年度の未利用エネルギーの活用状況(%)} = \frac{\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)}}{\text{前年度の供給電力量(需要端)(kWh)}} \times 100$$

未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

③再生可能エネルギーの導入状況 ↓

（算定方式）

$$\text{前年度の再生可能エネルギー導入状況(%)} = \frac{\text{前年度の再生可能エネルギー電気の利用量(送電端)(①+②+③+④+⑤)(kWh)}}{\text{前年度の供給電力量(需要端)(kWh)}} \times 100$$

再生可能エネルギー導入状況とは、次の①から⑤に示した再生可能エネルギー電気の利用量(kWh)を前年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値。ただし、①から⑤の再生可能エネルギー電気の利用量は前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

- ①自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT非化石証書の量(送電端(kWh))

②グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度¹⁸により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書(電力)¹⁹の量(kWh)

③J-クレジット制度²⁰により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)

④非化石価値取引市場²¹から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)

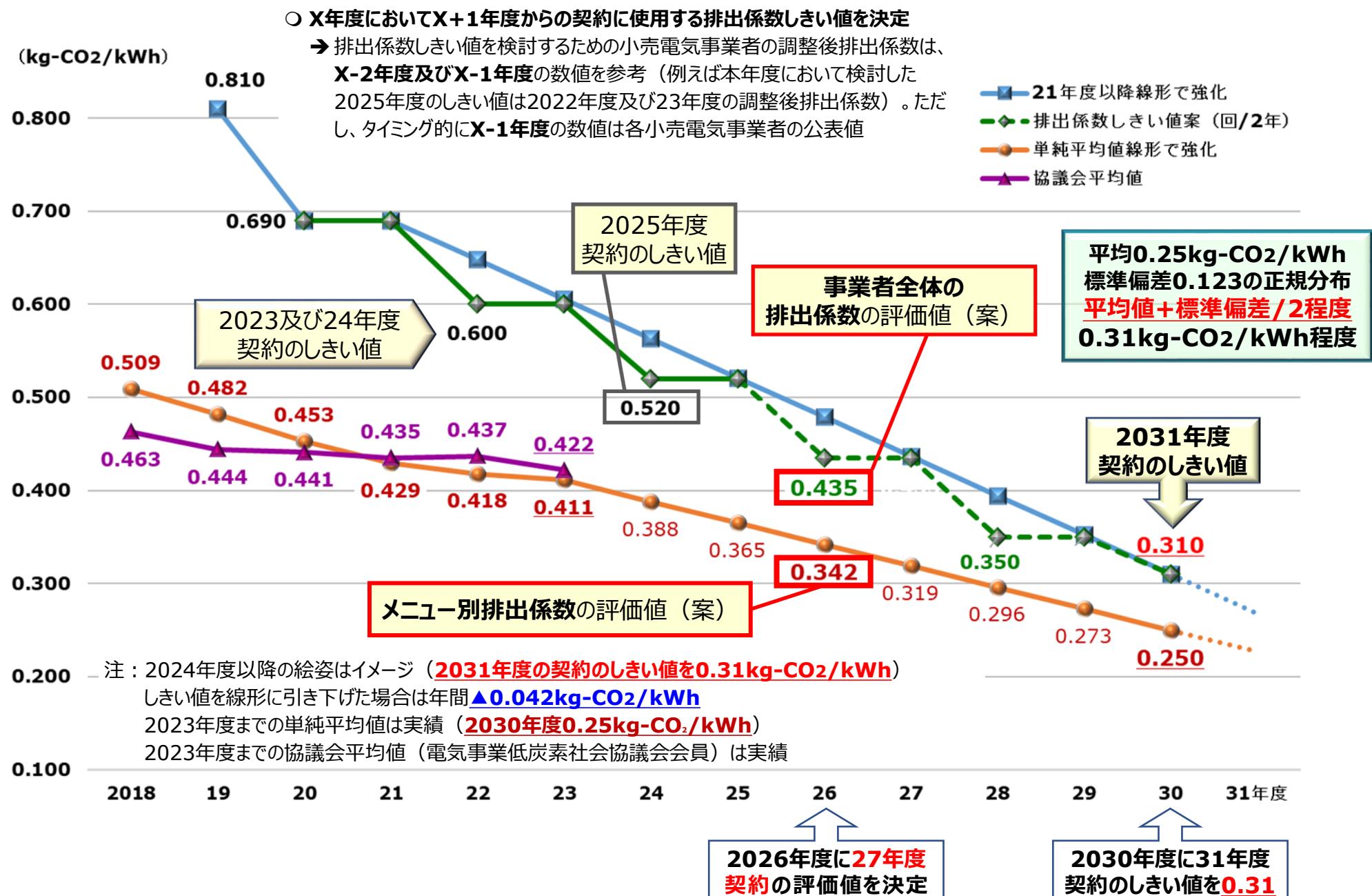
⑤非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付非FIT非化石証書の量(kWh)

総合評価落札方式（評価項目）検討の基本的考え方（除算方式）

- 除算方式で実施するため、標準点については、評価項目を満たす場合には100点、満たさない場合には0点となる。**基準値は固定ではなく、必要に応じて見直すことを検討**。なお、二酸化炭素排出係数と調達電力の再エネ割合については**2030年度目標に向け**、随時引き下げ/引き上げを行う予定。

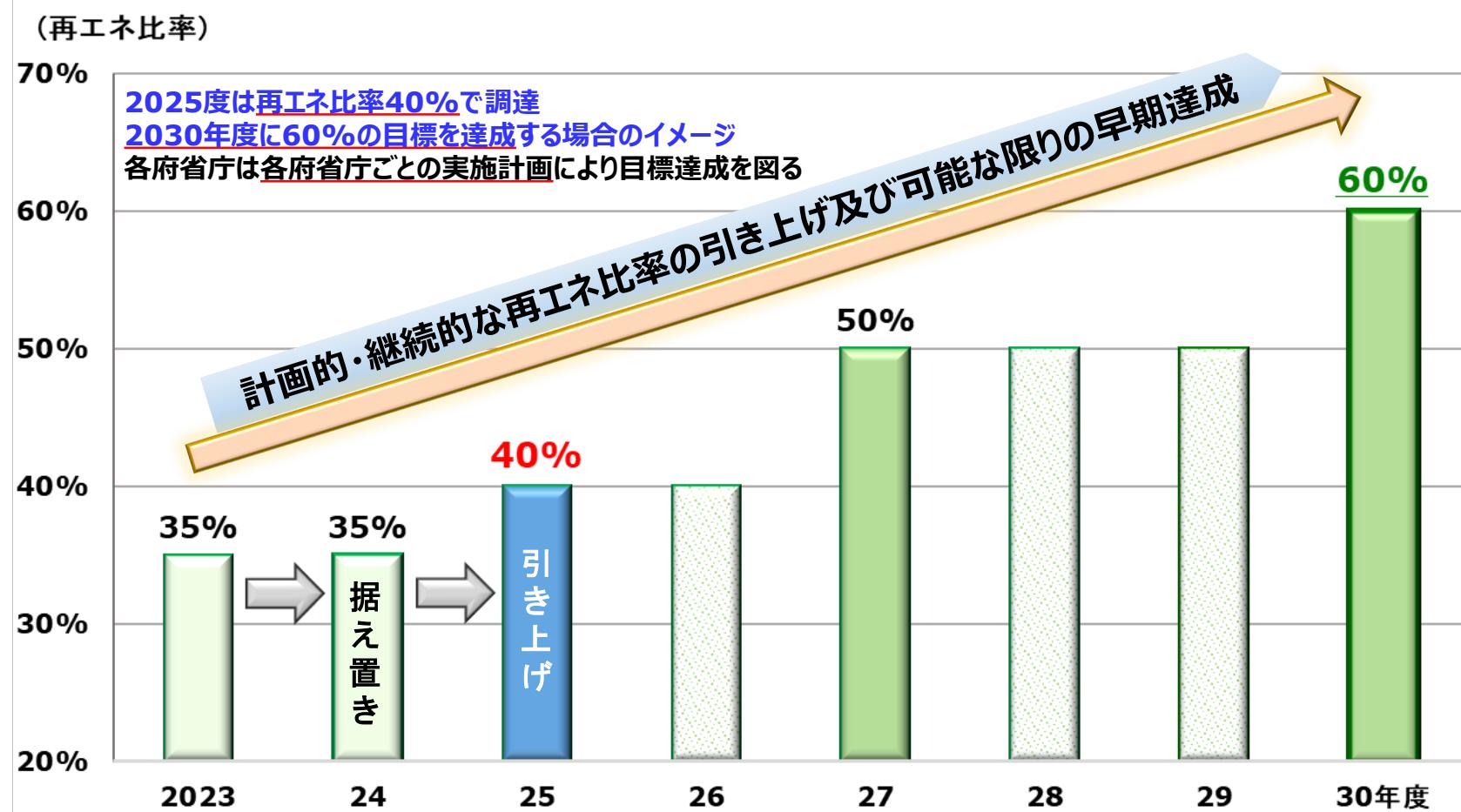
		評価項目	基準値	選定理由
標準点 (基礎点)	1	二酸化炭素排出係数 事業者全体 または メニュー別排出係数	0.435（事業者全体） または 0.342（メニュー別） ⇒小売電気事業者の単純平均値と 2030年度の目標値の0.25kg-CO2/kWhの間を線形で強化した場合の2027年度の値	現状、裾切りの最も大きな1要件となっており、環境配慮契約法の温室効果ガスの削減の主旨に照らしても継続して重視すべき項目であるとともに、地球温暖化対策計画（2035年度60%削減、2040年度73%削減）、政府実行計画等における目標達成のため、事業者全体の排出係数を引き下げる方向での検討が必要。一方で排出係数の低いメニューを持っていても、事業者全体のしきい値を超えてしまったために、環境配慮契約の枠組みの中で販売できていないという状況もあり、入札要件となる標準点ではこれまでの事業者全体の評価に加えて、メニュー別排出係数も評価するのが適当か。なお、 メニュー別排出係数でクリアする場合は、0.342以下のメニューのみ販売可能とする ことはどうか。
	2	調達電力の再エネ割合	50% ⇒2030年度60%を見据えて設定された2027年度の値	現状、裾切りの要件には入っていないが、政府実行計画に掲げられた2030年度までに60%以上とする目標達成に向けて、調達電力の再エネ割合は少なくとも40%とすることとなっているため、環境配慮契約では実質上の裾切りとなっている。
加算点 必須	3	二酸化炭素排出係数 事業者全体	0.435～0.250（線形評価） ※2027年度契約のしきい値。なお、0.435を上回る場合は減点（沖縄エリアはエリア内排出係数で評価）	現状の契約方式では、裾切りしきい値を下回った場合、その程度に関わらず評価は一定であるが、削減努力に見合った評価がなされるよう、加点項目にも追加する。また、標準点をメニュー別排出係数で評価する場合、地球温暖化対策計画等に照らして、事業者全体の排出係数を下げる必要もあり、加点項目では事業者全体を評価すべきか。
	4	調達電力の再エネ割合	50～100%（線形評価） ※2030年度60%を見据えて設定された2027年度の値	二酸化炭素排出係数同様、基準値を上回った程度に応じて適切に評価されるよう、加点項目にも追加する。
	5	再エネ導入率 (事業者全体の評価)	0～15%（線形評価） ※現状の裾切基準で加点される最低ライン	現状、裾切りの1要件となっており、政府実行計画等における目標達成のため、再エネ電力割合を高めることが重要であるため。
	6	未利用エネルギーの活用状況 (事業者全体の評価)	0～2%（線形評価） ※現状の裾切基準で加点される最低ライン ⇒p15参照	現状、裾切りの1要件となっており、脱炭素社会の実現に向けて、一次エネルギー削減に大きく貢献する未利用エネルギーの活用が重要であるため。
	7	追加性のある再エネ (調達電力の評価)	35～100%（線形評価） ⇒p16参照	再エネ電力の供給量の増加につなげるため、RE100技術要件を参考に追加性のある再エネをより評価するようにしてはどうか。
	8	指定地域における持続的な再エネ電気の創出・利用に向けた取組 (事業者全体または調達電力の評価)	調達者の要件に合致 ⇒p17～22の参照	現状の加点項目であり、地域脱炭素施策を支援するため、引き続き評価してはどうか。再エネの指定地域における地産地消に資する電力メニューの購入等が含まれる。また、地域脱炭素化促進事業に認定された事業による発電電力や指定地域の卒FIT電力の買い取りを評価することも考えられる。
任意	9	ディマンドリスポンスの取組	調達者の要件に合致	現状の加点項目であり、電気料金型やインセンティブ型のディマンド・リスポンス等の取組を引き続き任意の評価項目としてはどうか。

(再掲) 排出係数しきい値の引き下げの方向性 (2030年度まで)



再エネ電力比率の継続的な引き上げ（イメージ）

- 2030年度目標の再エネ比率60%以上の可能な限りの早期達成
 - ◆ 令和7（2025）年度の調達電力の最低限の再エネ比率を40%に引き上げ
 - ◆ 計画的・継続的な再エネ比率の引き上げを実施
 - ▶ 再エネ電力の調達実績、供給状況、政府実行計画における再エネ電力の調達目標の対象となる取組の考え方等を踏まえ、2年に1回程度再エネ比率を提示



総合評価導入に際しての沖縄エリアの扱いについて

- 沖縄電力の供給区域は系統が連結していないこと、供給している小売電気事業者が少ないと等の地域特性により、必ずしも裾切り方式の実施は求めていない。一方で、2025（令和7）年度の契約から調達電力に占める再生可能エネルギー電気の割合の仕様書等への明記は求めている。
- 令和9年度からの導入を検討している総合評価落札方式では、入札参加資格となる標準点の評価項目でメニュー別排出係数の評価が加えられることとなり、0.342以下のメニューを提供している場合、入札には参加可能。環境省から提供する再エネ電力販売状況において、沖縄エリアで再エネを提供する事業者は少なくとも8社存在。
- 一方、沖縄エリアの事業者全体の二酸化炭素排出係数は高い傾向にあることから、加点項目の事業者全体の排出係数の評価については、沖縄エリアの調達に基づく排出係数とし、今後基準値を見直す際に、販売状況等を踏まえて検討するはどうか。

●沖縄電力株式会社の二酸化炭素排出係数（事業者全体／メニュー別）

A0276	沖縄電力(株)	メニューA	0.000000	0.000000	99.04	「電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用)-R4年度実績-R5.12.22環境省・経済産業省公表」において公表された基礎排出係数が代替値(0.000441t-CO2/kWh)の事業者からの受電があったため。
		メニューB(残差)	0.000644	0.000644		
		(参考値)事業者全体	0.000638	0.000638		

https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/files/calc/r07_denki_coefficient_rev4.pdf

●沖縄電力の供給区域における再エネ電力メニュー販売状況

一般送配電事業者の供給区域別再エネ電力メニュー販売状況

小売電気事業者	再エネメニュー名	再エネメニュー掲載URL	一般送配電事業者供給区域								
			北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
株式会社エネット	EnneGreen RE100	https://www.ennet.co.jp/about/green.html	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	EnneGreen BASIC	https://www.ennet.co.jp/about/green.html	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄電力株式会社	うちな～CO2フリーメニュー	https://www.okiden.co.jp/business/e-waja/solution/co2									○
S Bパワー株式会社	ソフトバンクでんき for Biz (低圧) 環境オプション	https://www.softbank.jp/biz/services/others/energy/sbdenki-forbiz/	○	○	○	○	○	○	○	○	○
丸紅新電力株式会社	再エネ電力メニュー	https://denki.marubeni.co.jp/news/20201010_115/	○	○	○	○	○	○	○	○	○
楽天エナジー株式会社	REcoプラン	https://enerav.rakuten.co.jp/electricity-biz/reco/	○	○	○	○	○	○	○	○	○
株式会社Looop	eneeco	https://loop-denki.com/home/menu/value/eneeco/	○	○	○	○	○	○	○	○	○
株式会社沖縄ガスニューパワー	美ら島CO2ゼロプラン	https://www.ognp.co.jp/churashima/									○
	CO2ゼロプラン	https://app2.egmkt.co.jp/consumer/ognp/special/campaign/01/									○

<https://www.env.go.jp/content/000311087.pdf>

再エネ電力メニュー提供事業者の事業者全体の排出係数（参考）

- ・株式会社エネット : 0.374
 - ・SBパワー株式会社 : 0.534
 - ・丸紅新電力株式会社 : 0.452
 - ・楽天エナジー株式会社 : 0.494
 - ・株式会社Looop : 0.948
 - ・沖縄ガスニューパワー : 0.438
- ※0.435以上を赤字とした。

未利用エネルギーの活用状況と基準値の見直し

- R6年度のエネルギーの活用状況について、小売電気事業者77者※に対しアンケート調査を実施。そのうち44者は活用していなかった。
- 現行の裾切方式においては、0.675%を満点として加点する配点例を示していたが、今回のアンケート調査では0.675%以上活用している事業者数は22者（28.6%）との結果が見られた。
- 現行方式に倣い、未利用エネルギーの評価の基準値は第2回では0～0.675%としていたが、ボリュームゾーンである1%以下の事業者の評価に差がつくようとする、かつRPS法の2010年目標を上回るように、基準値の上限を2%（2%以上の事業者は全体の18.2%）に上げ、0～2%の間で線形評価にしてはどうか。

※アンケート調査の対象は、旧一般小売電気事業者10社を含めた供給電力量上位102者。そのうち回答があった77者で全国供給量の約93%を占める。

■アンケート調査の結果

活用状況	事業者数	割合	累積割合
20.00%以上	5	6.5%	6.5%
10.00%以上	3	3.9%	10.4%
5.00%以上 10.00%未満	1	1.3%	11.7%
3.00%以上 5.00%未満	3	3.9%	15.6%
2.00%以上 3.00%未満	2	2.6%	18.2%
1.00 %超 2.00%未満	1	1.3%	19.5%
0 %超 1.00%未満	18	23.7%	ボリュームゾーン
活用していない	44	57.1%	100.0%
合計	77	100.0%	-

活用状況	事業者数	割合	累積割合
0.675%以上	22	28.6%	28.6%
0%超 0.675%未満	11	14.3%	42.9%
活用していない	44	57.1%	100.0%
合計	77	100.0%	

■現行の裾切方式での未利用エネルギー活用状況の評価配点例

要素	区分	配点
未利用エネルギーの活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超 0.675 %未満	5
	活用していない	0

新エネ特措法（RPS法）における2010年の新エネ利用目標量1.35%の半分。法施行当初は新エネ（現在の再エネ）と未利用エネの配点が同等(15点)であり、0.675%の上に1.35%の配点も設けていた。なお、平成29年度から再エネ20点、未利用エネ10点の配点にしている。

今回は2010年の目標より高めに設定することが良いと判断し、2%の案とした。

■未利用エネルギーの定義

- 工場等の廃熱又は排圧
- 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再エネ特措法第2条第3項において定める再エネを除く。）
- 高炉ガス又は副生ガス

■未利用エネルギーの算定方式

$$\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端) (kWh)} \\ \text{前年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{前年度の供給電力量 (需要端) (kWh)}}$$

RE100技術要件を参照した再エネ電気の追加性評価

- 追加性のある再エネを評価する場合、RE100技術要件を参考して、運転開始日またはリパワリング日の15年以内の制限を設けることとし、調達電力全体に占める追加性のある再エネの割合に応じて評価することとしてはどうか。
- RE100技術要件には、15%の緩和要件があり、電力消費量の15%までは追加性の要件は課されない（下図参照）。今回の総合評価では、調達電力に占める再エネ割合を標準点の評価項目とし、その基準値を50%としているため、少なくとも調達電力に占める再エネ割合は50%以上となる。RE100技術要件では、再エネを50%調達する場合、緩和要件により、そのうちの $(50-15=)$ 35%が要件に該当していれば、50%がRE100目標の対象となる。
- RE100技術要件の15%緩和要件を鑑み、追加性のある再エネが調達電力に対して35%以上含まれる場合に加点することとしてはどうか。

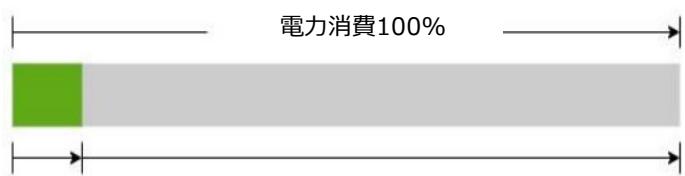
（案）調達電力に占める追加性のある再エネの割合に応じて 0 ~ 5 点を付与する。（線形的に評価）

35~100%:0~5点

● RE100技術要件（抜粋）

RE100 technical criteria
[RE100 technical criteria + appendices \(15 April 2025\).pdf](#)

調達電力のうち10%再エネを調達する場合



調達電力のうち50%再エネを調達する場合



調達電力のうち100%再エネを調達する場合



電力消費量の15%までは追加性の要件は課されない。
 ⇒10%がRE100目標の対象になる。

35 (50-15)%以上追加性のある再エネが入っていれば、
 50%がRE100目標の対象になる。

85%以上追加性のある再エネが入っていれば、
 100%がRE100目標の対象になる。

指定地域における持続的な再エネ電気の創出・利用に向けた取組の評価



- 指定地域の再エネ電気創出・利用等に向けた取組としては、再エネ電気の地産地消や再エネ発電施設の最大限の活用促進等を評価の方向性とした上で、推進したい施策や取り組みに応じて調達者において、評価基準や指定地域の在り方を検討することが適当。一方、調達者への参考情報として、以下のとおり評価内容例を示す。

例1：地域脱炭素化促進事業制度（p19～21参照） 例2：卒FIT電力の買い取り（p22参照）

⇒環境省の施策である「地域脱炭素化促進事業制度」において
誘致された地域に役立つ再エネ事業で発電された電力の供給を行なう事業者から電力を調達するなどが考えられる。

評価基準例：

- ・地域脱炭素化促進事業制度で認定された事業における電力を供給している場合、5点を与える。

⇒東京都のように、地域内における再エネ施設の最大限の活用を目的に、家庭の太陽光発電で発電された卒FIT電力を買い取っている事業者を買い取り価格や調達電力量で評価することなどが考えられる。

評価基準例（A市に所在の官庁施設）：

- ・A市産卒FIT電気(太陽光発電を想定)の買い取り価格に応じて0～5点を付与する。

7～15(P)円の間で線形評価

旧一般電気事業者の平均買い取り価格は7～8円

小売電気事業者の買い取り価格については追加調査により設定を行う。

- ・供給電力に占めるA市産卒FIT電気の割合に応じて0～5点を付与する。

0～4%：1点、5～9%：2点、10～19%：3点、20～29%：4点、

30%以上：5点

→市場における卒FIT電力の供給状況が今後急激に変化する考えられるため、上記割合については、今後市場の状況を確認しつつ適宜見直しを行う。

※加点対象となるのは電源の所在を特定している場合を想定。

指定地域における持続的な再エネ電気の創出・利用に向けた取組の評価（続き）

例3：連携協定先の再エネ調達（横浜市）

→横浜市と12市町村間の連携のように、施設所在の自治体における地産地消だけでなく、協定先の電力を供給する事業者を評価、もしくは協定先の電力そのものを供給した場合に加点を与えるなどが考えられる。

「Zero Carbon Yokohama」の実現に向けて

脱炭素社会の実現を目指して横浜市と12の市町村が
再生可能エネルギーに関する連携協定を締結

横浜市は、平成30年10月に改定した「横浜市地球温暖化対策実行計画」（以下、実行計画）において、脱炭素化の実現に向け「Zero Carbon Yokohama」を掲げ、地球温暖化対策・エネルギー施策を強化し、持続可能な大都市モデルの実現に向けた取組を進めています。

このたび、横浜市と、再生可能エネルギー資源を豊富に有する12の市町村は、脱炭素社会の実現を目的とした再生可能エネルギーに関する連携協定を締結しました。

本連携協定により、再生可能エネルギーの連携とともに、地域の活力を最大限に發揮する「地域循環共生圏（※）」の理念に基づき相互の連携を強化し、脱炭素社会の実現を目指して取り組んでいきます。なお、今回の連携は、同様の連携事例としては全国で最大規模となります。

※地域循環共生圏：各地域がその特性に応じた地域資源を生かし、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域と地域資源を補完し支え合うことで、地域を活性化させるための考え方。第五次環境基本計画（2018年4月閣議決定）にて提唱。

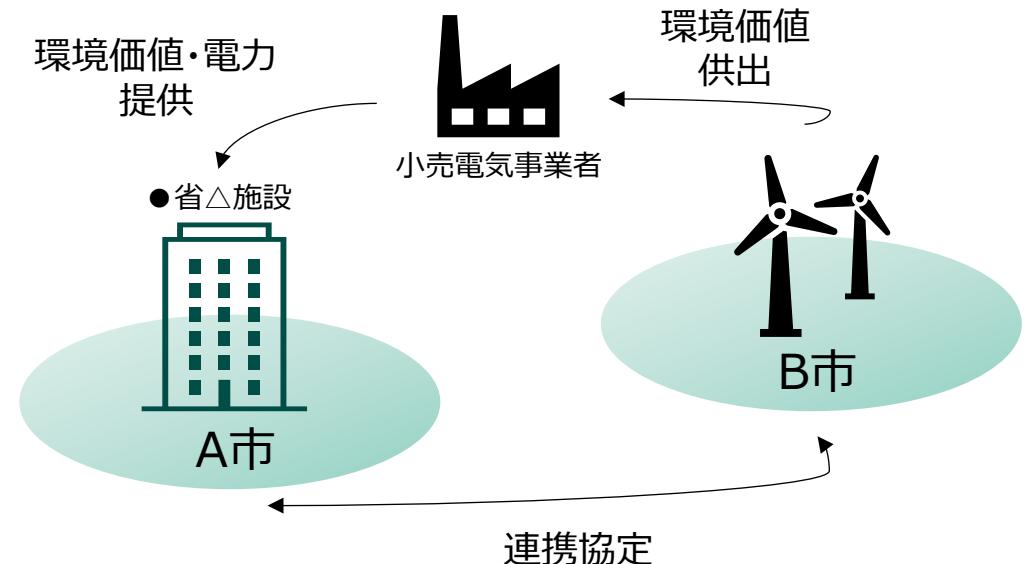
※12市町村は以下のとおり。

青森県横浜町、岩手県 県北広域振興局対象自治体等（9市町村：久慈市、二戸市、葛巻町、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町）、福島県会津若松市、福島県郡山市

評価基準例（A市に所在の官庁施設、A市がB市と再エネ連携協定を結んでいる場合）：

- ・B市産再生可能エネルギー電気の調達電力に占める割合に応じて0～5点を付与する。

（イメージ図）



●連携先自治体の環境価値を料金メニューとして提供している例

【参考】「はまっこ電気 Plus」について

- ・連携先自治体の再エネ発電所由來の環境価値を活用した実質CO₂フリー電力を、市内需要家に供給。当該環境価値等は株式会社まち未来製作所及び東電EPが調達し、東電EPの電気料金メニューとして市内需要家に供給。
- ・供給を受ける市内事業者及び連携協定を結ぶ横浜市は、連携先自治体と自治体間の交流促進や地域活性化を支援。再エネポテンシャルの豊富な市域外で発電された再エネ電力に由来する環境価値を市内で消費する「広域連携」の取組。

※4 非化石電源（再エネ等）から発電された電気が持つ「非化石としての価値」で、「電気そのものの価値」と切り離して取引が可能。

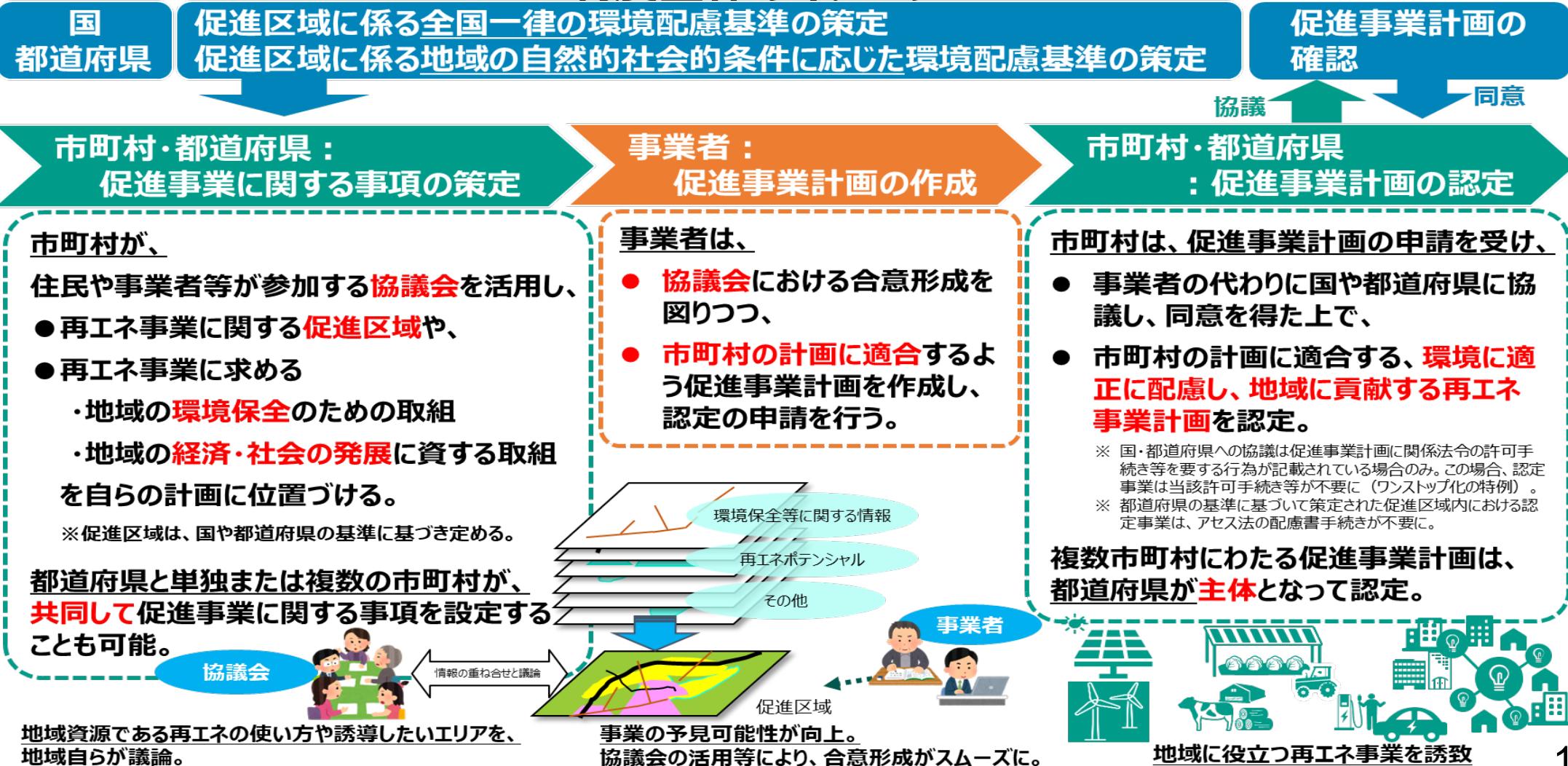
横浜市報道発表

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/etc/renkei.files/0034_20240528.pdf
[0003_20240423.pdf](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/ondanka/etc/renkei.files/0003_20240423.pdf)

【参考】地域脱炭素化促進事業制度① 全体像

- 都道府県・市町村が、再エネ促進区域や再エネ事業に求める環境保全・地域貢献の取組を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組み。
- 地域の合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再エネを推進。

制度全体のイメージ



【参考】地域脱炭素化促進事業制度② 活用による効果・利点



特に地方公共団体への効果

地元関係者との合意形成

- 協議会において**地元関係者との合意**の一括形成が可能。**トラブルの未然防止**に。



地域環境・地域資源の保全

- 環境に配慮した立地誘導**を促進し、**環境破壊を回避**。
- 環境配慮要件を事業者に求める**ことができ、**環境共生型事業を実現**。



地域社会・経済への貢献

- 地域貢献要件の設定により、事業者に対して**地元雇用**や**災害時対応等、地域貢献策**を求めることが可能。



環境保全の意思表示

- 促進区域を設定することで、脱炭素化に積極的な地方公共団体として**アピール**することが可能。



特に事業者の利点

ワンストップ化の特例の活用

- 複数機関への個別調整が市町村による**一括手続に代替され、簡略化**。

農地法、温泉法、自然公園法、森林法、河川法、廃掃法、盛土規制法



環境アセス手続一部省略

- 計画段階環境配慮事項について検討する手続（配慮書手続）が適用されないことによる**迅速化・省力化**。



事業の予見可能性の向上

- 事業候補地における配慮・調整が必要な事項の**見える化**。



農山漁村再エネ法の特例

地域脱炭素化の促進や農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項を含む地方公共団体実行計画を定めた場合等に、農山漁村再エネ法に基づく**各種特例の適用が可能**。

酪肉振興法
集約酪農地域内の草地の形質変更

海岸法
海岸保全区域における施設の新設等

漁港漁場整備法
漁港区域内での工作物の建設等
など

事業者へのインセンティブ確保が、当制度の活用推進、ひいては地域共生型再エネ導入推進の鍵

【参考】地域脱炭素化促進事業制度③ 促進区域の設定等状況一覧（令和7年6月末日時点）

▼促進区域の設定状況（全62市町村）

都道府県 市町村名	対象となる再生エネ種
北海道 石狩市	太陽
北海道 当別町	太陽 水力 バイオ 熱利用
北海道 知内町	太陽 風力
北海道 八雲町	太陽
北海道 江差町	太陽 風力
北海道 せたな町	太陽 風力
北海道 美幌町	太陽 熱利用
北海道 洞爺湖町	太陽 水力 地熱 熱利用
北海道 士幌町	太陽
北海道 幕別町	太陽
北海道 浦幌町	太陽
北海道 銚路町	太陽
岩手県 紫波町	太陽
岩手県 洋野町	太陽
岩手県 一戸町	太陽
秋田県 鹿角市	太陽
福島県 浪江町	太陽 風力
栃木県 宇都宮市	太陽
栃木県 日光市	太陽 水力 熱利用
埼玉県 さいたま市	太陽
埼玉県 所沢市	太陽
埼玉県 入間市	太陽
東京都 大島町	太陽 バイオ 熱利用
神奈川県 鎌倉市	太陽
神奈川県 小田原市	太陽
神奈川県 厚木市	太陽

都道府県 市町村名	対象となる再生エネ種
長野県 賀輪町	太陽
長野県 南箕輪村	太陽
長野県 宮田村	太陽
長野県 飯綱町	太陽
新潟県 長岡市	太陽
富山県 富山市	太陽
富山県 氷見市	太陽
富山県 小矢部市	太陽
岐阜県 恵那市	太陽
静岡県 磐田市	太陽
静岡県 函南町	太陽
愛知県 岡崎市	太陽
愛知県 稲沢市	太陽
滋賀県 草津市	太陽
滋賀県 湖南市	太陽
滋賀県 米原市	太陽
京都府 綾部市	太陽
京都府 京丹後市	太陽
兵庫県 加西市	太陽
奈良県 奈良市	太陽
奈良県 田原本町	太陽
和歌山県 日高川町	太陽
島根県 美郷町	太陽
岡山県 瀬戸内市	太陽
広島県 東広島市	太陽
徳島県 阿南市	太陽

都道府県 市町村名	対象となる再生エネ種
愛媛県 松山市	太陽
愛媛県 久万高原町	太陽 水力 バイオ
福岡県 福岡市	太陽
福岡県 うきは市	太陽 バイオ
福岡県 篠栗町	太陽 水力
福岡県 須恵町	太陽
佐賀県 唐津市	太陽 風力 水力 バイオ
熊本県 球磨村	風力
鹿児島県 鹿屋市	太陽 熱利用
鹿児島県 霧島市	太陽

▼エネルギー種別毎の設定数

種類	設定数
太陽光	61
風力	6
水力	6
地熱	1
バイオマス	5
その他熱利用	6

▼地域脱炭素化促進事業の認定状況（全1事業）

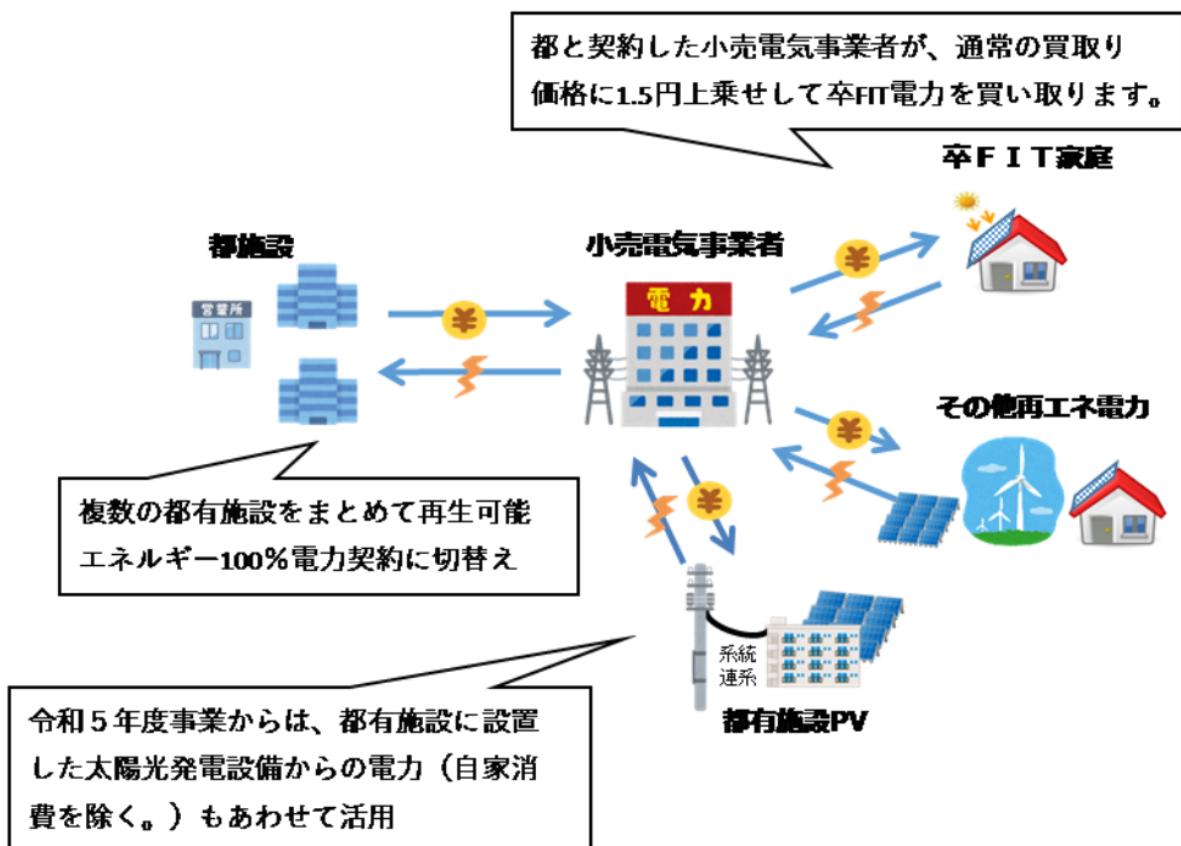
・氷見ふるさとエネルギー株式会社（富山県氷見市、太陽光）

【参考】卒FIT電力の買い取り（東京都の事例）

とちょう電力プラン（卒FIT電力買取りプラン）

東京都では、都内の家庭の太陽光発電で発電された卒FIT電力を含む再エネ100%の電力を一部の都有施設で活用する「とちょう電力プラン」を実施。

事業の概要（イメージ図）

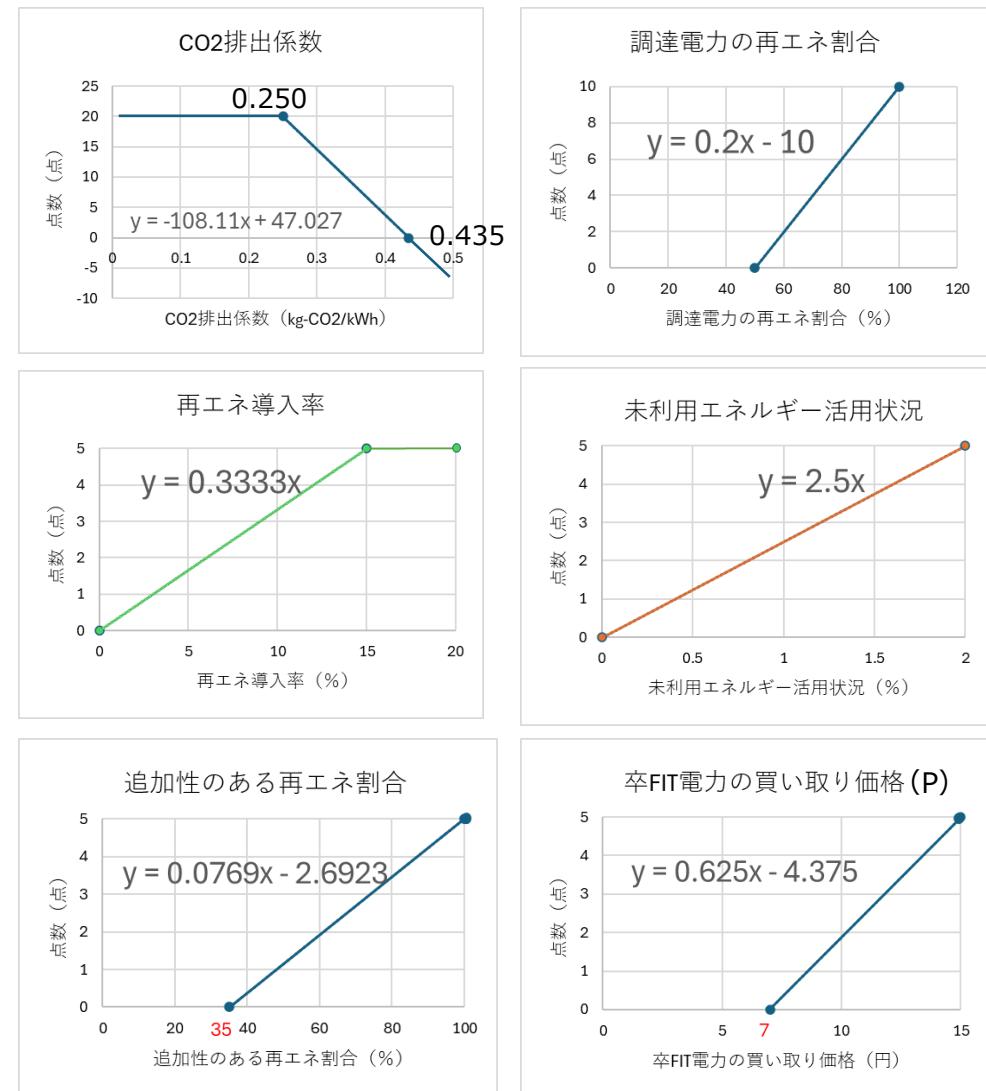


総合評価落札方式の検討(加点項目の配点案：加点の満点50点)

- p11で示した標準点の条件を満たす場合は入札参加資格を付与（除算方式の場合は**標準点100点を付与**）。
- 現行方式の配点バランスは二酸化炭素排出係数7割、未利用エネルギー活用状況1割、再エネ導入状況2割。現行方式の配点や全体の評価項目のバランスを鑑み、以下の案とした。

<加点項目の配点例：満点50点>

評価項目	満点	
	現方式の配点バランスから設定	調整後
二酸化炭素排出係数（事業者全体）	35点	20点 ※右図のとおり線形評価
調達電力の再エネ割合	-点	10点 ※右図のとおり線形評価
再エネ導入率（事業者全体の評価）	10点	5点 ※右図のとおり線形評価
未利用エネルギーの活用状況（事業者全体の評価）	5点	調整 5点 ※右図のとおり線形評価
追加性のある再エネ（調達電力の評価）	-点	5点
指定地域における持続的な再エネ電気の創出・利用に向けた取組（事業者全体または調達電力の評価）	-点	5点



総合評価落札方式の検討 (p23の配点例でのシミュレーション)

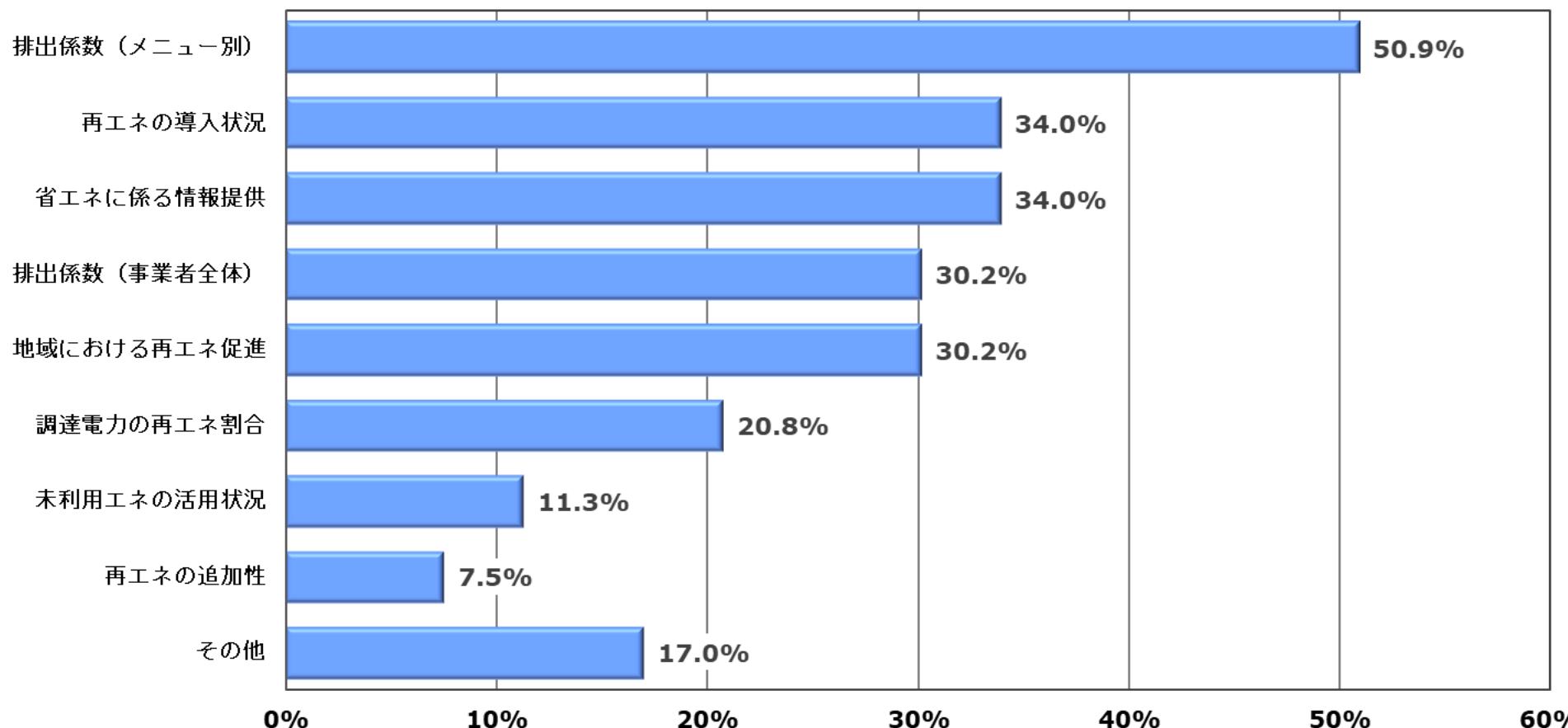
- 標準点については全事業者クリアしている前提で、架空の事業者（A～E）の③～⑧の値を設定し、p23の配点にて加点項目を評価した。最も環境配慮している事業者Aが落札するという結果になった。

・除算方式【標準点100点+加算点50点】/価格 ※⑧の指定地域における再エネを、P25記載の卒FIT買取価格で評価する場合

事業者	③CO2 排出係数 (事業者 全体) (20点)	④再エネ 割合 (10点)	⑤再エネ 導入率 (5点)	⑥未利用 エネ 活用状況 (5点)	⑦追加性の ある再エネ (5点)	⑧指定地 域における 再エネの創 出・利用に 向けた取組 (5点) ※	合計点順位 (標準点+加算点)	価格点 順位	総合評価順位
	点数						合計点 【標準点+加算点】 (100点+③+④+ ⑤+⑥+⑦+⑧)	入札価格 (千円)	総合評価値 (標準点(100点) + 加算点 (環境配 慮点の合計)) /価格×1000
A	0.085	100%	25%	0%	70	取組なし	1位	5位	1位
	20	10	5	0	2.69	0	137.69	÷ 27,273 = 0.005049	
B	0.365	80%	18%	0.4%	60	12円	2位	4位	2位
	7.57	6	5	1.00	1.92	3.13	124.62	÷ 25,032 = 0.004933	
C	0.462	85%	12%	0.7%	65	13円	3位	3位	5位
	-2.92	7	4	1.75	2.31	3.75	115.89	÷ 24,697 = 0.004662	
D	0.430	55%	15%	0.5%	40	取組なし	4位	2位	4位
	0.54	1	5	1.25	0.38	0	108.17	÷ 23,151 = 0.004672	
E	0.523	80%	5%	0.2%	55	10円	5位	1位	3位
	-9.51	6	1.67	0.50	1.54	1.88	102.08	÷ 20,949 = 0.004879	

【参考】総合評価落札方式の評価項目について

- 国等の契約において、総合評価落札方式が導入される場合に評価すべきと考える項目を小売電気事業者53者にアンケート調査 【複数回答：回答のあった53者が母数】
 - ◆ 「二酸化炭素排出係数（メニュー別）」が50.7%で過半、以下「再生可能エネルギーの導入状況」と「省エネに係る情報提供」が34.0%、「二酸化炭素排出係数（事業者全体）」と「地域における再生可能エネルギーの促進等の取組」が30.2%の順。その他は企業全体の「脱炭素を促すための支援体制」や「社会貢献活動」や「再エネ電源保有業者の評価」などが挙げられた。



【参考】他方式での契約（再エネ100%の契約・PPA方式の活用等）



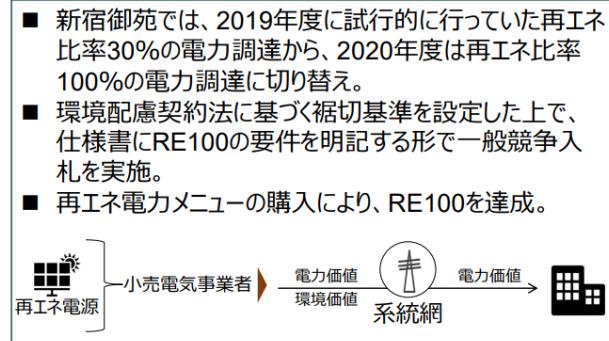
- 政府実行計画において、2030年以降、調達電力に占める再エネ電力を60%以上とすることを目標としている。
- 環境省では、再エネの活用により深刻化する気候変動問題への対応と地域活性化への貢献を率先的に進めていく姿勢を示すため、一需要家として、**2030年までに自ら使用する電力を100%再エネで賄うことを目指している。**
- 再エネ電力比率の向上のため、「公的機関のための再エネ調達実践ガイド」や「PPAモデルによる政府施設への太陽光発電設備導入の手引き」等を参考し、共同調達やリバースオークション、PPA方式等を活用して積極的に再エネ比率の高い電力の調達を行うことが望ましく、こうした契約で**100%の再エネを調達する場合は総合評価の導入後も環境配慮契約として実施が可能。**

※なお総合評価落札方式は排出係数等評価項目の基準値の見直しを見据えて、原則単年度契約を想定。

●公的機関のための再エネ調達実践ガイド（抜粋）

一般競争入札による調達事例

15



入札の結果について

	2020年度	(参考) 2019年度	(参考) 2018年度
再エネ比率	100%	30%	—
入札時の予定使用電力量 (A)	918,000kWh	725,000kWh	706,200kWh
入札価格（税抜）／(A) ※ 再エネ賦課金、燃料費調整は除く	17.1円/kWh	17.1円/kWh	17.6円/kWh
契約事業者名	ゼロワットパワー株式会社	株式会社F-power	株式会社パネイル

●PPAモデルによる政府施設への太陽光発電設備導入の手引き（抜粋）

1. 太陽光発電設備の導入パターン

1-3. 自己所有とPPA方式の比較一覧



自己所有とPPA方式の各パターンの特徴を一覧にまとめました。

	自己所有	第三者所有	
		オンサイトPPA	オフサイトPPA
設備所有権	政府	PPA事業者	PPA事業者
初期投資	設備導入には大きな費用が必要	不要（※） PPA事業者が負担	不要（※） PPA事業者が負担
ランニングコスト	保守点検費など	（電気料金： PPA単価×消費量）	（電気料金： （PPA単価+託送料金等）×消費量）
契約期間	—	長期 10年～20年	長期 10年～20年
設備の処分・交換・移転等	○ 自由にできる	✗ 自由にできない	✗ 自由にできない
環境価値獲得可否	○	○	○

※：電気代としてPPA事業者に支払う

5

26

仕様書ひな型の見直し①（国等の電力供給契約における入札参加資格の制限）



- 国等の電力供給契約において、地域共生が図られていない発電施設で発電された電力の調達を避けるため、基本方針にその旨の追記を検討。
- また、環境省が示す電力調達に関する仕様書例に入札参加者の資格として、以下の法令に違反していないこと等と記載し示すことを検討。

●環境配慮契約法基本方針(イメージ)

電気の供給を受ける契約についての温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項に以下を追記。
「再生可能エネルギー電源の調達に際しては、地域共生が図られていない発電施設で発電された電力の調達を避けることとする。」

●電力供給契約の仕様書例（イメージ）

■法令違反について

- ・発電事業者が特定できる契約形態の場合に、その発電事業の実施に係る法令違反がないことを確認（国等と発電事業者の相対契約の場合を含む。）
- ・法令違反の合理的な疑いが生じた場合の説明義務
- ・契約締結後の法令違反が判明した場合は正措置と契約解除権の付与

【代表的な法律等の例示】※FIT・FIP制度のガイドラインに記載される主な関係法令の遵守を想定

- ・森林法（林地開発許可）
- ・宅地造成及び特定盛土等規制法（宅地造成当工事規制区域内・特定盛土等規制区域内の工事許可）
- ・砂防法（砂防指定地における行為許可、砂防設備の占用許可）
- ・地すべり等防止法（地すべり防止区域内又はばた山崩壊防止区域内の行為許可）
- ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可）
- ・環境基本法（騒音、水質汚濁等の各種環境基準への適合）
- ・環境影響評価法・条例（環境影響評価手続）
- ・自然公園法（特別地域・特別保護地区内の行為許可）
- ・景観法（景観計画区域・景観地区内の行為届出）
- ・文化財保護法（生息地等保護区の管理地区等内の行為許可）
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（生息地等保護区の管理地区等内の行為許可）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護区の特別保護地区の区域内の行為許可）
- ・電気事業法（工事計画・保安規定の届出、使用安全管理審査申請書の提出、使用前自己確認の届出）
- ・農地法（農地転用許可）
- ・農業振興地域の整備に関する法律（市町村の農業振興地域整備計画の変更手続）
- ・都市計画法（開発許可）

仕様書ひな型の見直し②（独自燃料調整費・市場連動型の紹介）

- 環境省が示す電力仕様書例においては、これまで旧一般電気事業者と同様の料金体系を示しており、独自に燃料調整費を定める場合や市場連動型の料金体系について示していなかった。
- 一方で、入札者の不足等を理由に環境配慮契約が未実施である機関が複数あり、様々な料金体系を許容する記載にすることで、入札に参加できる事業者が増えると考え、仕様書例の見直しを検討した。
- 具体的には以下のとおりの修正を検討している。なお、競争の平等性を確保するため、入札価格は総額とすることを想定している。

●電力供給契約の仕様書（イメージ）

2. 単価変動（市場連動）契約

①－1 基本料金

契約ごとに月ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。

①－2 電力量料金

契約ごとに定める従量料金単価に30分ごとのJEPXエリアプライスの実績単価にスポット取引手数料単価、託送料金単価を含む管理費単価、環境価値単価（非化石証書単価）を加えた額に、当該契約に係る施設の同日同時刻帯の30分使用電力量※の実績を乗じて算定するものとする。

※需給契約開始後、30分値を発注者が確認できる体制を整えること。

①－3 燃料費等調整額

各月の燃料費等調整額は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する燃料費等調整単価の算定諸元に準じる、もしくは受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出するものとし、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。契約期間中に燃料費等調整に係る制度の改定があった場合は、別途協議を行い、算定方法を定めるものとする。なお、燃料費等調整額には当該地位を管轄する一般送配電事業者が算出する離島ユニバーサルサービス単価を含むものとする。

①－4 再生可能エネルギー発電促進賦課金

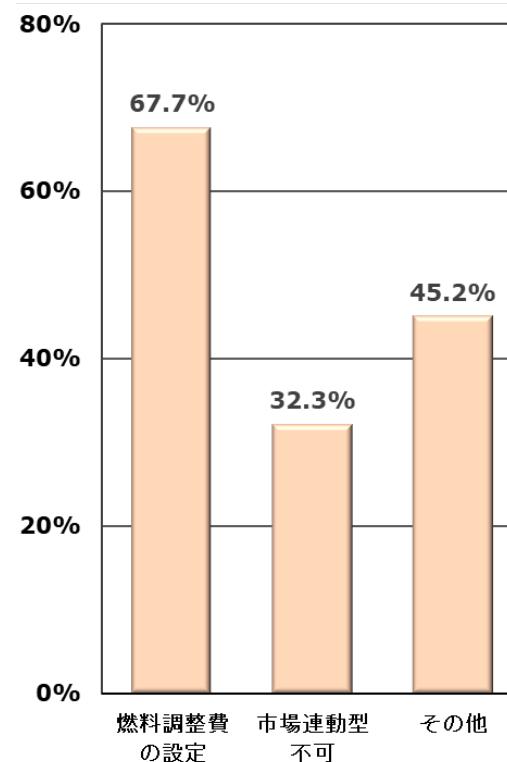
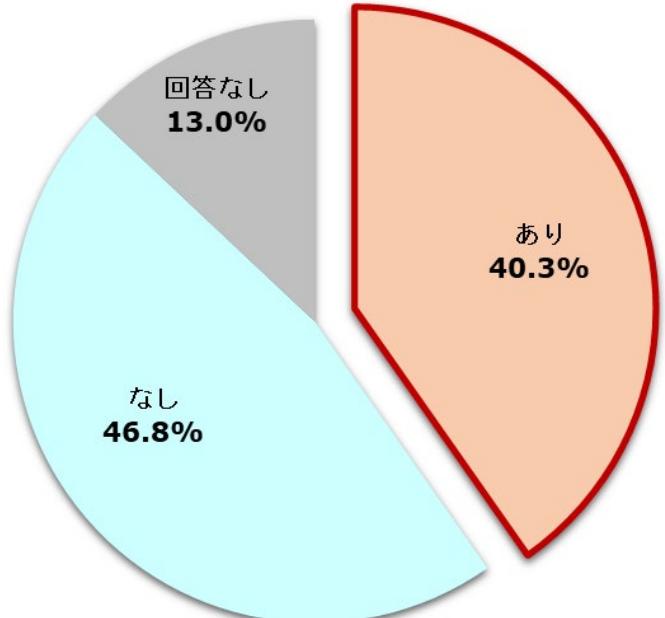
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）は当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

◆小売電気事業者で提供される様々な料金体系イメージ

料金体系	単価固定			一部市場連動	市場連動
	旧一電と同等の燃料調整費	独自燃料調整費（小売各社異なる）	燃料調整費なし		
料金構成	基本料金	基本料金	基本料金	基本料金	基本料金
	従量料金	従量料金	従量料金	従量料金	従量料金
	固定単価	固定単価	固定単価	市場連動	市場連動
	燃料調整費（毎月変動）	燃料調整費（毎月変動）	燃料調整費（毎月変動）	固定単価	固定単価
	再エネ賦課金	再エネ賦課金	再エネ賦課金	再エネ賦課金	再エネ賦課金

【参考】電気料金・価格設定等に関連する入札参加の見送りについて

- 国等の契約において、市場連動が許容されない等の料金体系の不一致や入札時の価格設定を要因として入札を見送った事例があるかを聴取 【小売電気事業者77者】
 - 入札見送り「あり」が**40.3%**、入札見送り「なし」が**46.8%**、回答なしが13.0%
- 入札見送り「あり」の理由は 【複数回答】
 - 「燃料調整費の設定」が**67.7%**、「市場連動型不可」が**32.3%**、「その他」が**45.2%**
 - 「その他」の理由としては、「固定単価」「託送料金の改定に伴う単価変更不可」「料金体系の不一致」「料金算定が困難」「契約履行条件」「独自の料金改定の反映不可」など主に料金に対する理由があげられている



- 1. 令和7年度第2回電力専門委員会における
ご意見等**
- 2. 総合評価落札方式の導入に向けて（案）**
- 3. 令和7年度第3回電力専門委員会における
ご意見等**

○ 総合評価方式の導入・運用について

- ✓ 制度設計として事務局案を概ね支持。導入後に運用状況（価格とのバランス、選定結果の妥当性）を実データで検証し、必要に応じ見直す必要がある。
- ✓ 順位の入れ替わり（価格差で1位が逆転されるケース等）を含め、様々なケースを試験的に実施して運用上の問題がないか確認すべき。

○ 沖縄エリアの扱い

- ✓ 二酸化炭素排出係数を沖縄地域に限定することで、全国平均の数値から大きく変わるかを確認したい。実効性はあるのか。沖縄電力が不利な取り扱いになるのでは。
 - エリア内評価の趣旨は沖縄電力を保護するものではない。沖縄エリアで供給される電力として比較する場合に、他地域でも供給している事業者の全国平均の二酸化炭素排出係数を用いると、公平に評価できない可能性があるため。意図は供給実態に即した公平性の確保である。

○ CO₂排出係数の基準・配点

- ✓ 0.250を満点基準とすると、さらに低排出係数を達成する事業者の努力が評価されにくくなる懸念。総合評価の配点を柔軟にして努力している事業者をより評価できるようにすべき。
 - 現行案は差を付けるため基準値の下限を0.250以上としているが、調達者の判断で0.250以下とすることは可能。また環境省から示す基準値も、将来的には今後の政府目標や実態に合わせて見直す方針である。

○ 追加性のある再エネの評価

- ✓ RE100の15%緩和要件を鑑みると、35%～85%で線形評価する方が筋が通っているのではないか。
 - RE100の要件は必ず15%まで緩和しないといけないというものではなく、全量追加性のある再エネであることに越したことはないため、線形評価の上限値は100%と設定している。

○ 地域再エネの評価方法

- ✓ 同一地域で複数の評価項目を設けたい場合、どのように配点すれば良いのか。
 - 例1～3の中で複数の例を評価する際は、加点の満点（50点）の中で調達者の判断で各項目の配点を調整できるよう、柔軟性を持たせる方針。
- ✓ 自治体が地域の発電源を活用し、地域脱炭素の取組を促進可能となるよう、連携を推進すべき。

○ デマンドレスポンス（DR）/省エネ情報提供

- ✓ 「省エネ情報提供」は曖昧で評価対象として適切か疑問。DRを中心に具体的な要件（定義・実施手法・成果指標）を明確化すべき。
- ✓ 需要シフト以外に、省エネ診断やピーク予測通知など電力小売事業者が提供し得るサービスについても評価対象としてはどうか。
 - 「等」を削除し、DRを明確化することとする。DR以外の省エネ支援については評価対象として検討したい。
 - 省エネ情報提供の加算は曖昧すぎるため、より具体的な仕組みとしてデマンドレスポンスを提案した。エネルギー管理は重要だが、電力に留まらない話もあるため、必要に応じて親検討会の場で議論を進めたい。

○ 地域共生が図られていない再エネを調達しない方針について

- ✓ 地域共生が図られていない大規模再エネは調達回避の方針を明文化すべき。メガソーラー等の社会的影響を踏まえた除外基準を示すことが望ましい。

○ 再エネの定義、範囲の明確化

- ✓ 地域共生や追加性の観点で「再エネ」に様々な修飾語が付される現状を踏まえ、どの発電種別を含むか（水力やバイオマスの扱い等）定義を明示する必要。

○ 基本方針、説明資料、実務への落とし込み

- ✓ 環境配慮契約法の基本方針に、総合評価落札方式導入の趣旨（環境配慮契約の拡大、排出係数低減、再エネ調達拡大）を明記すべき。
- ✓ 国・自治体等の調達担当者向けに、必須/任意の明示、再エネ・DR等の定義例、配点設定の運用指針を分かりやすく整理して提供することが必要。
 - 解説資料や説明会資料で分かりやすく解説したい。任意項目は加算点の範囲内で採用可とし、調達者が項目を採用しない選択もあり得る。

【参考】環境配慮契約における総合評価落札方式の必須/任意要件①



- 環境配慮契約における電気供給契約の総合評価落札方式においては以下のとおり、必ず要件として設定いただきたいものと、調達者の裁量で設定可能な評価内容がある。

○必須要件

- ・標準点・加算点の満点はそれぞれ100点、50点
- ・加算点の評価項目 3～8 番の設定

○調達者の裁量で決定可能な要件

- ・加算点の評価項目の基準値（基準値例は解説資料で示すが、調達者で変更可能）
- ・加算点の評価項目の配点

(OK例①：任意のDR等の取組に配点)

(OK例②：地域における再エネ取組を重視)

(OK例③：追加性のある再エネを重視)

	評価項目	配点
標準点	二酸化炭素排出係数	100 点※
標準点	調達電力の再エネ割合	
加算点	二酸化炭素排出係数（事業者全体） 必須	15点
加算点	調達電力の再エネ割合 必須	10点
加算点	再エネ導入率 必須	5点
加算点	未利用エネルギーの活用状況 必須	5点
加算点	追加性のある再エネ割合 必須	5点
加算点	指定地域における再エネ取組 必須	5点
	DR等の取組 任意	5点

計50点

	評価項目	配点
標準点	二酸化炭素排出係数	100 点※
標準点	調達電力の再エネ割合	
加算点	二酸化炭素排出係数（事業者全体） 必須	15点
加算点	調達電力の再エネ割合 必須	10点
加算点	再エネ導入率 必須	5点
加算点	未利用エネルギーの活用状況 必須	5点
加算点	追加性のある再エネ割合 必須	5点
加算点	指定地域における再エネ取組 必須	10点
	DR等の取組 任意	-

計50点

	評価項目	配点
標準点	二酸化炭素排出係数	100 点※
標準点	調達電力の再エネ割合	
加算点	二酸化炭素排出係数（事業者全体） 必須	15点
加算点	調達電力の再エネ割合 必須	10点
加算点	再エネ導入率 必須	5点
加算点	未利用エネルギーの活用状況 必須	5点
加算点	追加性のある再エネ割合 必須	10点
加算点	指定地域における再エネ取組 必須	5点
	DR等の取組 任意	-

計
50
点

【参考】環境配慮契約における総合評価落札方式の必須/任意要件②



○必須要件

- ・標準点・加算点の満点はそれぞれ100点、50点
- ・加算点の評価項目 3～8 番の設定

○調達者の裁量で決定可能な要件

- ・加算点の評価項目の基準値（基準値例は解説資料で示すが、調達者で変更可能）
- ・加算点の評価項目の配点

計45点

(NG例①：必須項目に点数を付与していない)

	評価項目	配点
標準点	二酸化炭素排出係数	100点※
	調達電力の再エネ割合	
加算点	二酸化炭素排出係数（事業者全体）必須	20点
調達電力の再エネ割合 必須	10点	
再エネ導入率 必須	5点	
未利用エネルギーの活用状況 必須	5点	
追加性のある再エネ割合 必須	-	
指定地域における再エネ取組 必須	5点	
DR等の取組 任意	5点	

計50点

(NG例②：加算点が50点を超えてる)

	評価項目	配点
標準点	二酸化炭素排出係数	100点※
	調達電力の再エネ割合	
加算点	二酸化炭素排出係数（事業者全体）必須	20点
調達電力の再エネ割合 必須	10点	
再エネ導入率 必須	5点	
未利用エネルギーの活用状況 必須	5点	
追加性のある再エネ割合 必須	5点	
指定地域における再エネ取組 必須	5点	
DR等の取組 任意	5点	

計55点

(NG例③：加算点が50点に達していない)

	評価項目	配点
標準点	二酸化炭素排出係数	100点※
	調達電力の再エネ割合	
加算点	二酸化炭素排出係数（事業者全体）必須	10点
調達電力の再エネ割合 必須	10点	
再エネ導入率 必須	5点	
未利用エネルギーの活用状況 必須	5点	
追加性のある再エネ割合 必須	5点	
指定地域における再エネ取組 必須	5点	
DR等の取組 任意	5点	